

発 総 第 1 9 4 号
平成 2 4 年 1 月 2 5 日

自治会長 様

北栄町長 松本 昭夫

平成 2 4 年度交通災害共済加入の取りまとめについて (お願い)

交通災害共済の加入促進につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、毎年加入していただいております交通災害共済の加入更新時期となりました。万一の事故にそなえて家族全員の方に加入していただきますようお願いいたします。

交通災害共済では、見舞金の支給対象となった場合、1日病院に行かれただけでも見舞金が出ます。

500円の掛け金で通院1日から12,000円、1,000円加入で24,000円の見舞金が出る、低額の掛け金で保障の厚い共済です。

全世帯が加入いただけるよう住民の方への広報方よろしく申し上げます。

記

1 取りまとめ注意事項

(1) 申込み方法

他人に家族構成等を見られたくない方は、直接総務課または北条庁舎分庁総合窓口係で申込みしていただいて結構ですので周知をお願いします。

なお、これまでどおり申込みされる方を、取りまとめくださいますようお願いいたします。

集金の際、申込書に付いている預り証は自治会長さん又は集金された方の印を押して返してあげてください。

(2) 取りまとめ時期について

各世帯へのチラシ・加入ハガキは2月23日の全戸配布時に発送します。

同時に自治会用ポスターと放送文を配布しますので、広報方よろしく申し上げます。加入者証の発送は5月24日全戸配布時を予定しております。

(3) 申込期限

3月23日(木)までに大栄庁舎総務課または北条庁舎分庁窓口係へご提出ください。

申込書、自治会で集計した取りまとめ表、掛け金を添えてご提出ください。

(4) 加入資格

町内に住民登録のある方は誰でも加入できます。但し、3月31日までに転出予定の方は加入できません。(就職・学生の方、注意願います。)

2 加入促進交付金

平成23年度も次のとおり加入促進交付金をお支払いする予定です。

各自治会の交通安全事業の推進等にご活用いただければ幸いです。

※昨年度より一人当たり20円増額しています。

加入率	加入促進費
80%未満	加入者1人につき 80円
80%～84%	同上 90円
85%～89%	同上 100円
90%～94%	同上 110円
95%以上	同上 120円

3 その他

(1) 住民の方に周知していただきますよう放送文を添付します。参考にいただき加入の呼びかけをお願いします。(2月23日全戸配布時)

(2) ポスターを各自治会に一枚配布しますので公民館などに掲示をお願いします。
(2月23日全戸配布時)

記入例

鳥取中部ふるさと広域連合 交通災害共済加入申込書

番号	加入する人	掛金	1種(最高見舞金 100万円)	備考
			2種(最高見舞金 200万円)	
1	北栄 太郎	1	500	012345
		②	1,000	
2	北栄 花子	1	500	001234
		②	1,000	
3	北栄 次郎	①	500	000123
		2	1,000	
4	北栄 三郎	1	500	000012
		2	1,000	
5		1	500	
		2	1,000	
6		1	500	
		2	1,000	
7		1	500	
		2	1,000	
加入者数	1種 1人 2種 2人	計 3人	掛金合計 2 5 0 0	円

(1種 1人
2種 2人)

上記のとおり掛金を添えて申込みます。

平成24年 3月15日

加入者申込者氏名 北栄 太郎 (印)

加入者番号 No. _____

申込みについてのご注意

- 1) あなたの共済期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までです。ただし4月1日以降の申込みについては、申込日の翌日から平成25年3月31日までです。
- 2) 加入希望の方は、太ワクの掛金の欄に○印をして合計金額を記入してください。
- 3) 家族全員が加入しない場合は、申込書を提出しないでください。
- 4) 加入しない方がある場合は、名前を必ず2本線で消してください。
- 5) くわしいことは、市町窓口又は鳥取中部ふるさと広域連合(電話:36-5211)におたずねください。

預り証
交通災害共済掛金

一金 2,500 円

計 3人

上記金額を確かに取扱いました。

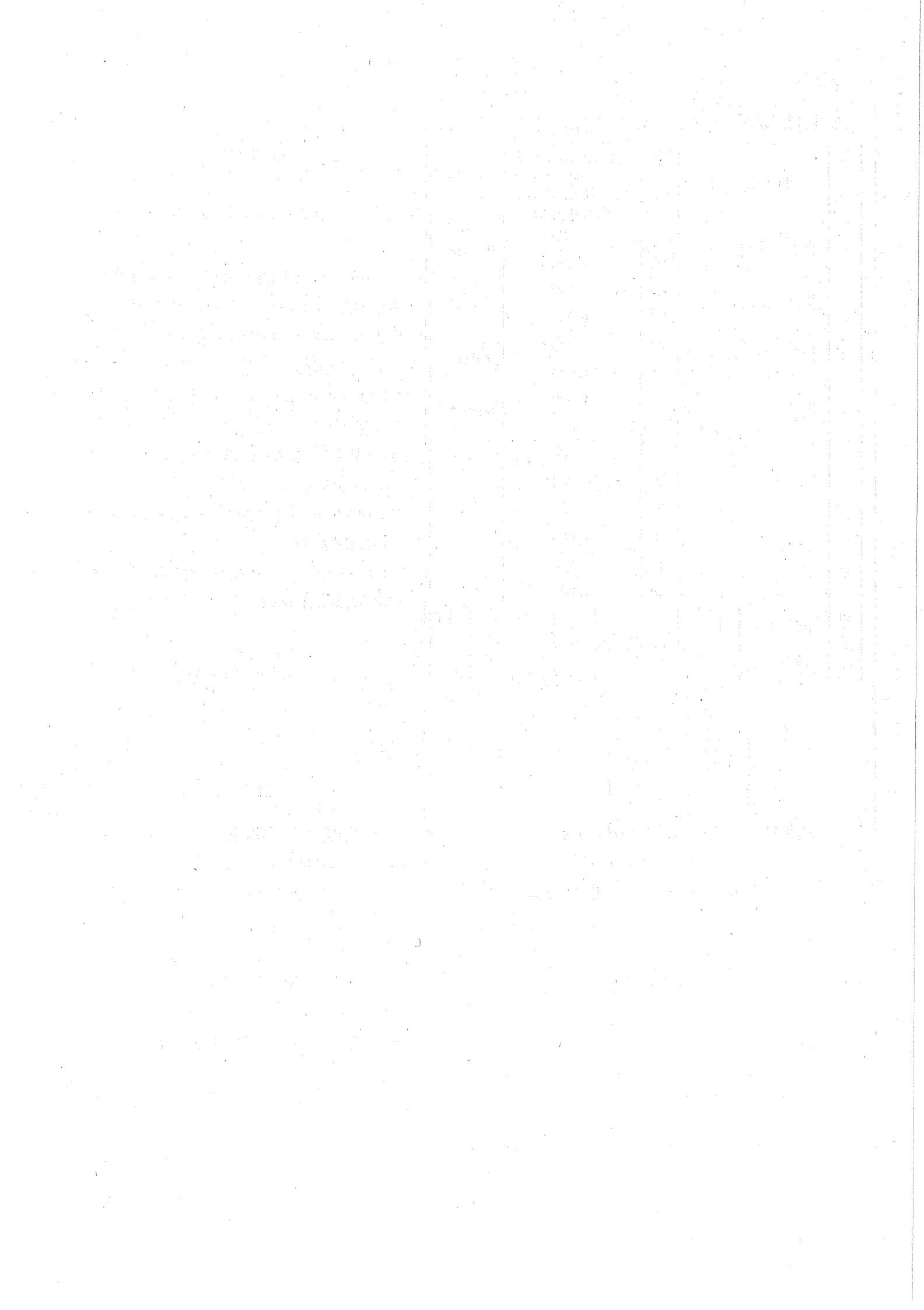
平成24年 3月15日

取扱者氏名 自治会長 (印)

役場へ提出

加入者へ返す

取り扱いをされた方(班長さん等)のお名前で結構です。



平成24年度加入のご案内

交通災害共済

鳥取中部ふるさと広域連合が中部の各市町と実施する共済制度です

家族みんなが
入って安心!



500円
から



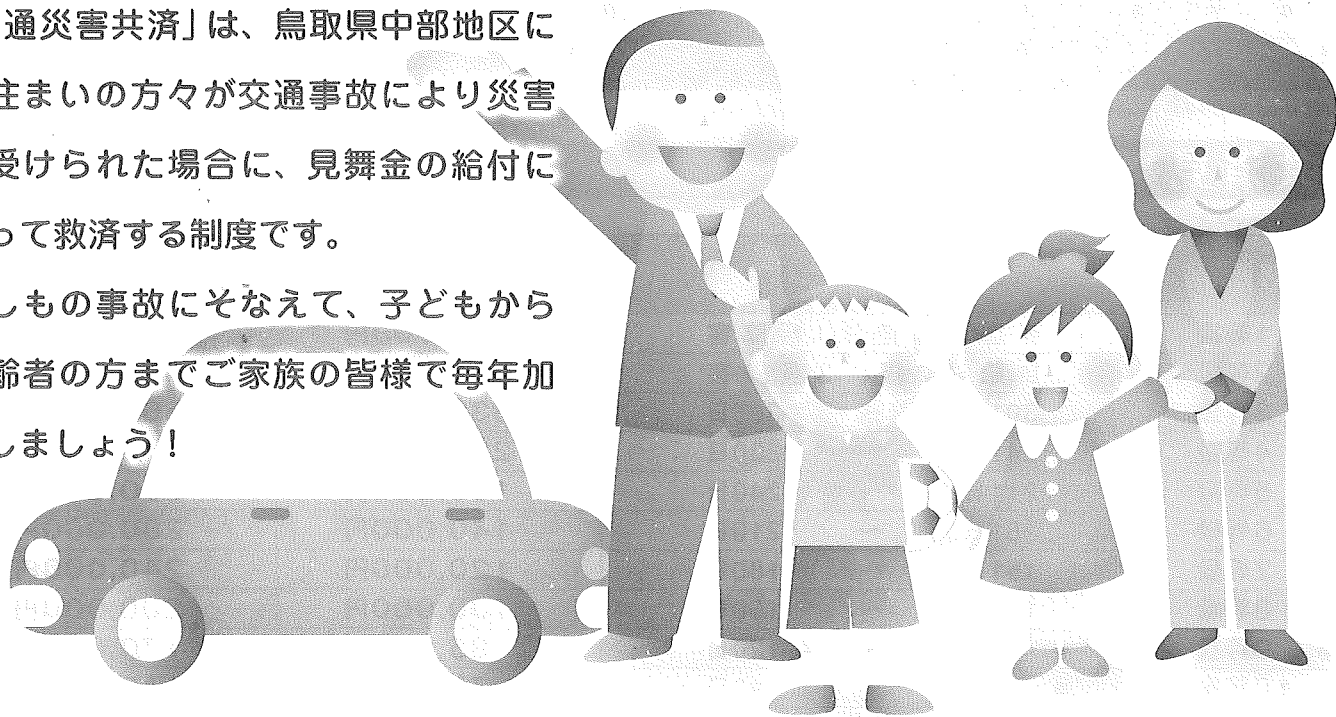
2
タイプ!

	掛金	掛金
第1種	500円(年間)	1,000円(年間)
	見舞金	見舞金
	最高 100万円	最高 200万円

(治療実日数などに応じて)

「交通災害共済」は、鳥取県中部地区にお住まいの方々が交通事故により災害を受けられた場合に、見舞金の給付によって救済する制度です。

もしもの事故にそなえて、子どもから高齢者の方までご家族の皆様で毎年加入しましょう!



●平成24年度加入申込み受付中●

お申込みは、各市町役場窓口へ

倉吉市役所・湯梨浜町役場・三朝町役場・北栄町役場・琴浦町役場

鳥取中部ふるさと広域連合

加入できる人

倉吉市・東伯郡の各町に住民登録または外国人登録をされている方。

※子どもから高齢者まで年齢は問いません。

※共済期間中に中部圏域外に転出されても効力を失いません。

共済期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

※4月1日以降に中途加入することもできます。

加入申込方法

各地域の世話人さん(区長、班長、交通安全母の会等)が取りまとめを行いますので、掛金を添えて申し込んでください。

※各市町役場窓口・鳥取中部ふるさと広域連合(事務局総務課)窓口でも加入手続きができます。

共済掛金

種別	共済掛金(年額)
第1種	500円
第2種	1,000円

※どちらか選んで加入してください。

※第1種に加入したあと、差額を支払い第2種に変更することができます。



※加入申込ハガキ、加入者証の直接自宅郵送について

今後、加入申込ハガキ、加入者証の直接自宅郵送を希望される場合は、別途送付される「交通災害加入申込ハガキ」にその旨を明記して、各市町役場窓口・鳥取中部ふるさと広域連合(事務局総務課)窓口へ申し込みを行ってください。

共済見舞金

等級	災害の程度 (治療実日数)	見舞金	
		第1種	第2種
1等級	死亡、自賠法1級障害	1,000,000円	2,000,000円
2等級	自賠法2級、3級障害	500,000円	1,000,000円
3等級	301日 ~ 365日	330,000円	660,000円
4等級	241日 ~ 300日	220,000円	440,000円
5等級	211日 ~ 240日	165,000円	330,000円
6等級	181日 ~ 210日	140,000円	280,000円
7等級	151日 ~ 180日	120,000円	240,000円
8等級	121日 ~ 150日	100,000円	200,000円
9等級	91日 ~ 120日	85,000円	170,000円
10等級	71日 ~ 90日	70,000円	140,000円
11等級	51日 ~ 70日	55,000円	110,000円
12等級	31日 ~ 50日	40,000円	80,000円
13等級	21日 ~ 30日	30,000円	60,000円
14等級	15日 ~ 20日	22,000円	44,000円
15等級	8日 ~ 14日	17,000円	34,000円
16等級	1日 ~ 7日	12,000円	24,000円

※共済見舞金の額は、治療実日数(病院等へ実際に通院または入院した日数)または後遺障害の程度(自動車損害賠償法で定める1~3級障害)により決定します。

遺児見舞金

共済加入者である父、母または主たる扶養者が交通事故により死亡された場合、その加入者と生計を一にしていた義務教育終了前の子（遺児）に対して支給します。

種別	遺児見舞金の額	
	第1種	第2種
遺児1人につき	10万円	20万円

対象となる交通事故

道路、鉄道または軌道を運行中の車両、航行中の船舶または航空機の交通により発生した人身事故で、日本国内で発生した事故（航空機の場合は、日本国外を含みます）。

見舞金の請求期間

事故当日から必ず向こう1年以内に請求を行ってください。

※事故から1年を経過してからの請求は無効となります。

見舞金の請求方法

請求に必要な書類

- 共済見舞金請求書
- 交通事故証明書又は証人（目撃者）による証明
- 医師による治療証明書
(整骨院等で交通事故による治療を受けた場合、医師の紹介状があるものに限ります。)
- 印鑑
- 口座振替支払申請書
※確認のため、通帳のコピー、加入者証もご持参ください。
※請求の内容によっては他の書類が必要なことがあります。

◆こんなときは不支給・支給制限となります◆

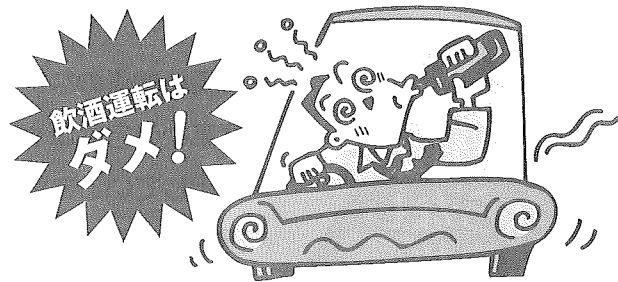
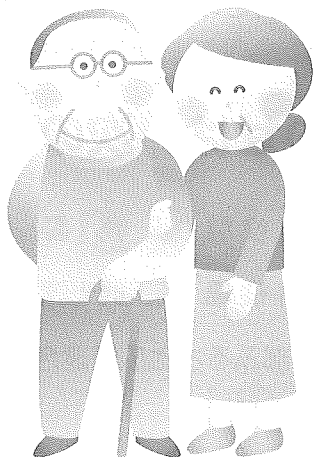
- ◎天災が原因で発生した交通事故
▶不支給または一部減額
- ◎不正に見舞金の支給を受けようとしたとき
▶不支給または一部減額
- ◎自殺行為、飲酒運転、無免許運転、最高速度制限違反
▶不支給
(死亡したときは所定の額の20%以内で支給)

◆交通事故にあったとき◆

必ず警察に届け出て、交通事故証明書の申請を行ってください。

※交通事故証明書がない場合、見舞金の減額または不支給の対象となります。

交通事故
証明書が
必要なんぢね!



- ◎飲酒、無免許、最高速度制限違反の運転に同乗したとき
▶50%減額
- ◎交通事故証明書の提出がなく、事故の証明が証人（目撃者）によるものであるとき
▶20%減額
- ◎その他、特に不相当と認める事故（交通法令等違反等）
▶不支給または一部減額

こんな場合も 共済制度の対象です

共済期間中に、進学や転勤、結婚などで中部地区以外の地域に転出されても効力は失われません。



見舞金が支給できるのは、国道・県道・市町村道のほか、ショッピングセンターの駐車場等（現に不特定多数の人が交通の用に供している場所）です。

ただし、田畑や自宅の庭等は、これらに当たりませんので、対象外です。

旅行先での事故であっても、日本国内であれば対象となります。

航空機の場合は、海外でも対象となります。

車両相互の事故だけでなく、自転車等の単独で転倒したような事故も対象となります。

子どもを自転車の荷台用チャイルドシートに乗せて走行中に、子どもの足が後輪にからまって負傷した場合など、自転車の走行に伴う事故であれば、対象となります。

ただし、補助輪付きの小児用自転車での事故は対象となりません。

けがが完治したと思って、見舞金を請求し受け取った後、けがが悪化して治療を受けた場合は、再度見舞金の請求を行っていただくことにより、見舞金を支給します。

等級が変わればその差額を支給します。

事故から何週間か経過した後に、身体に異常を感じて治療を受けた場合、交通事故によるけがであると確認できれば、見舞金を支給します。

1日だけの入院・
通院でも、見舞金
を支給します。



- ▶ 車両に関係のない、歩行中または乳母車等を引いていて転んだもの
- ▶ 停車中の自動車やバスなどに乗り降りしていてけがをしたもの
- ▶ 停止している自転車やバイクなどが倒れてきてけがをしたもの
- ▶ 田畑での事故、漁船などの操業中に起こった事故及び修理工場の作業中の事故
- ▶ 遊園地での乗り物や三輪車・補助輪付きの小児用自転車での事故

● 交通災害共済についてのお問い合わせは、次の各窓口へ ●

- 倉吉市役所（総合政策課） TEL 0858-22-8159
- 北栄町役場（総務課） TEL 0858-37-3111
- 湯梨浜町役場（総務課） TEL 0858-35-3111
- 琴浦町役場（商工観光課） TEL 0858-55-0111
- 三朝町役場（総務課） TEL 0858-43-1111
- 鳥取中部ふるさと広域連合（事務局総務課）
TEL 0858-36-5211